

京都市自転車安全利用促進啓発員設置要綱

(趣旨)

第1条 京都市自転車安心安全条例（以下「条例」という。）第3条第1号の規定による指導・啓発事業の実施及び支援を行うため、自転車安全利用促進啓発員（以下「啓発員」という。）を置く。

(用語)

第2条 この要綱において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(自転車安全利用促進啓発員)

第3条 啓発員は、本市職員（当該事務を委託したときは、当該委託を受けた法人その他の団体の職員を含む。）の中から、市長が指名する。

2 啓発員は、次に掲げる活動を実施するものとする。

- (1) 市民、事業者等に対して安全な自転車利用を行うよう指導及び啓発を行うこと。
- (2) 警察等の関係機関又は自転車安全利用推進員が行う自転車の安全な利用に係る啓発事業の支援を行うこと。
- (3) 前2号に定めるもののほか、自転車の安全な利用に係る啓発に関すること。

3 啓発員は、前項の業務を行うときは、自転車安全利用促進啓発員証（別記様式）を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

(補則)

第4条 この要綱の施行に関し必要な事項は、自転車政策推進室長が定める。

附 則

この要綱は、平成23年8月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

別記様式（第3条関係）

		第	号
自転車安全利用促進啓発員証			
写真	所属		
	氏名		
上記の者は、京都市自転車安全利用促進啓発員設置要綱第3条の規定により指名する自転車安全利用促進啓発員であることを証明します。			
		年	月 日
京都市長			